

## 沖縄鉄軌道プロセス運営委員会 設置要綱

(名称)

第1条 本委員会の名称は、沖縄鉄軌道プロセス運営委員会(以下、「委員会」という。)とする。

(設置目的)

第2条 委員会は、「沖縄鉄軌道の計画案検討プロセスと体制のあり方」(平成27年1月)に基づき、評価、助言することを目的として設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 情報提供方法に関する事項
- (2) 情報共有の評価に関する事項
- (3) 各ステップの検討事項の確認に関する事項
- (4) その他、委員会が必要と認める事項

(委員会)

第4条 委員会は、別表に掲げる学識経験者・専門家からなる委員で構成する。

- 2 委員会には委員長及び副委員長を置くこととする。
- 3 委員会は、委員長が招集する。
- 4 委員長に事故がある時は、副委員長がこれを代行するものとする。
- 5 委員会は、委員の総数の過半数(テレビ電話の参加含む)をもって成立するものとする。
- 6 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取することができる。

(第三者性)

第5条 委員は、委員会の目的に照らし、特定の立場や利害を代表してはならない。

(情報公開)

第6条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、個人情報や企業等機密事項等、公開に適さない情報を取り扱う場合は、委員長の判断に基づき、委員会および記録を非公開とすることができるものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、個人を識別させる情報や個人の権利利益を害する恐れのある情報などを漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、沖縄県企画部交通政策課に置く。

2 事務局は、委員会の運営に必要な事務を行う。

(設置期間)

第9条 委員会の設置期間は、沖縄鉄軌道県計画が策定されたときまでとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項は、委員会において定めるものとする。

付則

この規約は、平成27年4月16日から施行する。

別表

沖縄鉄軌道プロセス運営委員会  
委員名簿

	分野	専門	氏名	所属
委員長	合意形成	国土・交通計 画・合意形成	屋井 鉄雄	東京工業大学 環境・社会理工学院 教授
副委員長	行政手続き	行政法	前津 榮健	沖縄国際大学 学長
委員	司法	司法	玉城 辰彦	沖縄弁護士会 弁護士 法人ていだ法律事務所 代表社員
委員	合意形成	合意形成論・交 渉学	松浦 正浩	明治大学 専門職大学院ガバナンス研究科 専任教授
委員	合意形成	都市環境政策・ 合意形成	青木 俊明	東北大学大学院 国際文化研究科 准教授

H28. 4 時点